

会議の名称	令和3年第11回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和3年10月25日（月） 午後2時から 午後3時45分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 あいさつ</li> <li>3 議事録署名委員及び書記の指名</li> <li>4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第57号議案 農地法第3条の規定による許可申請について</li> <li>(2) 第58号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)</li> <li>(3) 第59号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(期間)</li> <li>(4) 第60号議案 農地法第4条の規定による許可申請について</li> <li>(5) 第61号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について</li> <li>(6) 第62号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</li> <li>(7) 第63号議案 本庄農業振興地域整備計画の変更について</li> <li>(8) 第64号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について</li> <li>(9) 報告第44号 農地法第3条の3の規定による届出について</li> <li>(10) 報告第45号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について</li> <li>(11) 報告第46号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について</li> <li>(12) 報告第47号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について</li> <li>(13) 報告第48号 農地法第18条第6項の規定による通知について</li> <li>(14) 報告第49号 農業用施設（2a 未満）の設置に伴う届出について</li> </ol> </li> </ol>

	5 事務局連絡事項 6 閉会
配付資料	1 令和3年第11回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和3年第11回本庄市農業委員会総会議案 3 事務局連絡事項 4 埼玉県農林水産業振興基本計画（概要版）
主管課	農業委員会事務局

議 事 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。議事日程に従いまして、進めさせていただきます。まず、議事日程1の開会を細野会長代理をお願いいたします。
細野会長代理	こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和3年第11回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくをお願いいたします。
事務局長	ありがとうございました。 次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。
田端会長	皆さまこんにちは。特に農地利用最適化推進委員の皆さまは3か月ぶりですが、お忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。ただいま事務局長から話がありましたとおり、緊急事態宣言は解除されましたが、まだまだ心配なところではありますが、これまで何度かありました感染状況の拡大の状況を無事に乗りきれたことについて皆様のご協力に感謝申し上げます。 これから段々と農閑期になって農地利用最適化の活動に適した時期になります。今日は総会の後にDVDでの研修もありますので、各自でいくらかでも参考となるところは参考にいただければ幸いです。 今月も議題が多くありますが、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。
事務局長	本日、推進委員の山本委員より欠席の旨届出がありました。また、小川推進委員より遅れる旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。 次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことが

	<p>できない」と規定されております。</p> <p>次に、本日の総会は、在任農業委員19名中19名出席で、定足数に達しておりますので、総会が成立し、在任農地利用最適化推進委員24名中22名の出席となっておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>議事日程3議事録署名委員及び書記の指名でございますが、慣例により、私から指名させていただきます。本日は、1番細野会長代理、2番関根委員の両名をお願いいたします。また、会議書記は、事務局の高群補佐を指名します。</p> <p>次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案8件及び報告6件であります。</p> <p>まず、第57号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第57号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第57号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、3件となります。その内訳は、売買による所有権移転2件及び贈与による所有権移転1件でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から整理番号3を、順番に事務局から説明、地区担当委員から報告を頂きました後に、ご質疑頂き、その後、一括で審議とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。まずは、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>

事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町宮内地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、鈴木良美委員でございます。なお、申請地位置図は、3ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、鈴木良美委員の報告をお願いいたします。
鈴木良美委員	<p>15番鈴木より、整理番号1について報告させていただきます。10月23日午後1時頃、鈴木誠推進委員と現地調査及び受人への聴き取りを行いました。申請地の概要につきましては、議案書3ページ、3-1の地図をご覧ください。申請地は神川町境に位置しております。</p> <p>恐れ入ります、議案書2ページにお戻り下さい。渡人から農地を受けることになった理由は売買でございます。受人の年齢は61歳、本人の農業従事日数は252日です。農機具はトラクター1台、トラクター補助機械2台、耕運機1台、草刈り機2台を所有しており、コンバイン等を導入予定です。経営力についての生産性は適当であると思われまます。</p> <p>申請地は保全管理がされており、いつでも作付けできる状況で、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われまます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑2筆、及び児玉町児玉南4丁目地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、田端会長及び田島敏包委員でございます。なお、申請地位置図は、4ページ及び5ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
田端会長	<p>整理番号2についてですが、地区がまたがっておりますが、通常とは違った案件であり、田島敏包委員より現地調査の報告を受けておりますので、私からまとめて報告させていただきます。</p> <p>10月23日午前10時頃、倉野内推進委員と現地確認及び受人から電話で</p>

	<p>聞き取りを行いました。申請地につきましては、議案書4ページ3-2-1の地図をご覧ください。湊龍寺より東に250mほどに位置しております。</p> <p>続いて、児玉町児玉南地内の申請地について田島農業委員より10月19日宮部推進委員と行った現地確認の調査結果を受けていますので報告いたします。議案書5ページ3-2-2の地図をご覧ください。申請地は児玉南区画整理地内、長沖公会堂から東に約150mに位置しており、周辺は宅地に囲まれています。</p> <p>恐れ入ります、議案書2ページにお戻り下さい。申請事由は売買でございます。受人と渡人は、もともと児玉町金屋地内の農地を利用権設定にて貸借しており、その関係から児玉町児玉南地内の農地の管理についても依頼され、同様に利用権設定による貸借が設定されていきました。今年6月に渡人の健康上の理由から成年後見人が選任され、農地を含む不動産等を整理していくなかで、今まで本庄市内の農地の管理をしていた受人に売買の打診があり、今回の申請に至ることとなりました。受人の年齢は61歳、本人の農業従事日数は200日です。農機具はトラクター1台、管理機2台、散布機1台、軽トラック1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人所有農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の田3筆、児玉町蛭川地内の畑1筆及び児玉町入浅見地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、岡芹委員、坂爪委員及び小賀野委員でございます。なお、申請地位置図は、6ページから8ページまでになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号3についてですが、こちらも、地区がまたがっており、地区担当の委員がお三方となります。まずは、岡芹委員の報告をお願いいたします。
岡芹委員	9番岡芹より、整理番号3について報告させていただきます。10月19日午前9時50分頃、門倉推進委員と現地確認及び渡人から聞き取りを行いました。申請地につきましては、議案書6ページ3-3-1の地図をご覧ください。

	<p>い。国道462号「関越インターチェンジ北」信号交差点から西へ100mほどに位置しております。</p> <p>恐れ入ります、議案書2ページにお戻り下さい。申請事由は贈与でございます。受人と渡人の関係は親子で、渡人に体調不良による健康上の不安があることから、受人に所有する農地の一部を贈与することとなりました。受人の年齢は49歳、本人の農業従事日数は150日ぐらいです。農機具はトラクター2台、管理機1台、ユンボ1台、耕運機3台、防除機3台、つる刈機1台、軽トラック1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われま</p> <p>す。</p> <p>申請地及び受け人所有農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われま</p> <p>す。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、坂爪委員の報告をお願いいたします。
坂爪委員	<p>続いて、18番坂爪より報告させていただきます。10月23日午後1時30分頃、新井明夫推進委員と現地確認を行いました。申請地につきましては、議案書7ページ3-3-2の地図をご覧ください。共和公民館から西に100mほどの場所に位置しております。</p> <p>申請地及び受人所有農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	続いて、小賀野委員の報告をお願いいたします。
小賀野委員	<p>続いて、19番小賀野より報告させていただきます。10月19日午前10時頃、山本推進委員と現地確認調査を行いました。申請地につきましては、議案書8ページ3-3-3の地図をご覧ください。1筆は、心願寺から南に100mほどの場所に位置しております。もう1筆は、入浅見自治会館から南に250mほどの場所に位置しております。</p> <p>申請地及び受人所有農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。</p> <p>以上、ご報告申し上げます。</p>
議長	ただいまの、整理番号1から整理番号3までの説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。
間正委員	整理番号1について、受人の住所が遠いのですが、生産基盤は市内にあるのでしょうか。
事務局	受人は農業法人を持っており、法人の本拠地が議案書の住所地となっていま

	<p>す。ただ、本人は神川と本庄の圃場で営農しており、神川町渡瀬に本人の拠点があります。その場所で農機具を所有し、寝泊まりもできる建物も所有していることから、そこから圃場に250日間通える状況となっております。</p>
間正委員	<p>整理番号2について、後見人は正式に裁判所から指定されている後見人でしょうか。</p>
事務局	<p>登記簿にて、裁判所を通して選任された後見人であることを確認しております。</p>
議長	<p>他に質問が無ければお諮りいたします。整理番号1から整理番号3までの許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>( 異議なし )</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、第58号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第58号議案を説明いたしますので、議案書9ページをご覧ください。</p> <p>第58号議案、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、10ページから13ページまでをご覧ください。今回の申請件数は、11件です。田11筆及び畑23筆の面積合計52,117㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。</p>

議長	<p>ただいま事務局より説明がありました。福島公博委員につきましては、利用権の設定を受ける者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので一時退席をお願いいたします。</p> <p>( 退席後 )</p> <p>第58号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>( なし )</p> <p>それでは、お諮りいたします。第58号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>( 異議なし )</p> <p>ご異議ございませんので、第58号議案については、原案のとおり決定いたしました。事務局に申し上げます。福島公博委員の復席をお願いいたします。</p> <p>( 復席 )</p> <p>次に、第59号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(期間)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第59号議案を説明いたしますので、議案書14ページをご覧ください。</p> <p>第59号議案、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(期間)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、15ページをご覧ください。今回の申請件数は、1件です。麦作期間の利用権設定でございます。内訳としては、田1筆、面積3,105㎡でございます。</p> <p>本議案の決定の要件としましては、農用地利用集積計画が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合し、さらに、利用権の設定等を受ける者が全部効率的耕作要件・常時従事要件・意欲能力要件・青壮年従事者要件をすべて備えることが必要でございます。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>第59号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p>

	<p>( なし )</p> <p>それでは、お諮りいたします。第59号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>( 異議なし )</p> <p>ご異議ございませんので、第59号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、第60号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第60号議案を説明いたしますので、議案書16ページをご覧ください。</p> <p>第60号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、17ページをご覧ください。申請件数は1件でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑4筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、長屋住宅建設工事です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部延一委員でございます。</p> <p>申請地は、18ページをご覧ください。4-1については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから、本申請は、許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、宮部延一委員の報告をお願いいたします。</p>
宮部延一委員	<p>10番宮部より報告します。10月22日午後2時頃、田島推進委員と現地確認しました。申請地の概要については、議案書18ページ、4-1の地図をご覧ください。申請地は小山川の北側、十二天橋の北東150mほどの場所に位置しております。</p> <p>申請事由は長屋住宅用地です。申請人は自己所有の土地を長屋住宅として利用したいと思い今回の申請に至りました。転用面積及び必要性は妥当であると思われれます。</p> <p>周辺は宅地化が進んでいます。農地を分断し、農道や水路、周辺農地へ影響を及ぼし、支障をきたす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思</p>

	<p>われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>( なし )</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>( 異議なし )</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第61号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第61号議案を説明いたしますので、議案書19ページをご覧ください。</p> <p>第61号議案、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請について、埼玉県農地調整関係事務処理要領第2章第5-4-(2)-dの規定により、意見書を埼玉県知事に送付するため、ご提案申し上げます。議案内容ですが、埼玉県農地調整関係事務処理要領第2章第5-4-(2)-dの規定により、別紙の許可後の計画変更申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画の変更内容を説明いたしますので、20ページをご覧ください。当初計画者及び承継者の住所氏名は記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑6筆です。令和3年2月15日が許可日となっております。</p> <p>今回、転用目的については、当初計画及び変更計画とも、2棟の建売住宅用地であり、変更はありません。</p> <p>計画変更する理由については、当初計画者が、建売住宅建設として転用する予定でしたが、コロナ禍の影響により輸入木材が不足し、木材の価格が高騰する「ウッドショック」により、予定していた計画が進められなくなったとのことです。そこで、継承者については、その影響を受けずに計画を進められることから、今回の計画変更申請に至ったものでございます。なお、本議案の転用許可の意見書送付については、第62号議案の整理番号11で、ご審議いただく予定でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>第61号議案について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>( なし )</p> <p>それでは、お諮りいたします。第61号議案の計画変更申請について、承認相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>( 異議なし )</p>

	<p>ご異議ございませんので、承認相当として県知事に意見書を送付いたします。次に、第62号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第62号議案を説明いたしますので、議案書22ページをご覧ください。</p> <p>第62号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、23ページ及び24ページをご覧ください。申請件数は、11件で、その内訳は、賃借権4件及び所有権移転7件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から整理番号11までを、順番に事務局から説明、地区担当委員からの報告を頂きました後に、ご質疑頂き、その後、一括審議とさせて頂きたいと存じますので、よろしく願いいたします。まずは、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、議案書23ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、農産物直売所、駐車場及び休憩所用地です。用途地域は、指定なしです。令和3年6月25日付けで、農振農用地区域から農業用施設用地として用途変更されています。地区担当は、岡芹委員でございます。</p> <p>申請地は、25ページをご覧ください。5-1については、農業用施設用地として用途変更されているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が農産物直売所、駐車場及び休憩所用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行令第4条第1項第2号イに規定する「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供するもの」に該当し、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、岡芹委員の報告をお願いいたします。</p>
岡芹委員	<p>9番岡芹より整理番号1について報告します。10月19日午前9時頃から、門倉推進委員と現地確認及び本人から聴き取りをしました。申請地の概要につきましては、議案書25ページ、5-1の地図をご覧ください。申請地は、東今</p>

	<p>井公会堂から北西へ900m、上里町との境界に接した場所に位置しています。</p> <p>恐れ入ります、議案書23ページにお戻り下さい。設定される権利区分は、渡人本人から渡人が代表となる法人への賃借権です。申請目的は、既存のビニールハウスの北側に農産物直売所、駐車場用地及び休憩所として使用します。</p> <p>周辺農地への影響や、農道や水路などに支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないと思われます。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議長	次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、議案書23ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、変電所設置工事に伴う工事用地のための一時転用です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、間正委員でございます。</p> <p>申請地は、26ページをご覧ください。当該申請地に隣接する西側の土地は、受人が変電所の新設を計画し、令和3年5月21日付けで、農地転用の許可が下りています。今回、変電所新設工事に伴う現場事務所、資材及び車両置場等の工事用地として、一時転用の許可申請となったものです。</p> <p>一時転用については、農用地区域内農地であっても許可することができることとされております。また、一時転用は、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるときは、許可されることとなりますが、申請書類には、使用後においては、原状回復する旨が記載されており、その農地の復元性が認められることから、本申請は許可相当であるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号2について、間正委員の報告をお願いいたします。
間正委員	<p>16番間正より報告させていただきます。10月22日午後2時頃、福田推進委員と現地調査を行いました。先ほど事務局から説明がありましたとおり、今年の5月に申請地西側の農地が変電所の新設について転用許可となっております。</p> <p>今回については、変電所を新設するにあたり、駐車場、資材置場、現場事務所等を一時的に設置して利用することとなっております。</p> <p>農地を分断し、農地の集団性に支障が生じないこと、周辺農地や農道、水路などに支障を及ぼす恐れはないと判断します。また、申請書に工事完了後速やかに農地へ復元する旨の記載もあるため、転用にあたっては特に問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>

議長	次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、23ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町塩谷地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、資材置場及び物置用地です。用途地域は、指定なしです。令和元年8月26日付けで、農振農用地区域から除外されています。地区担当は、鳥澤委員でございます。</p> <p>申請地は、27ページをご覧ください。5-3については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が受人の資材置場及び物置用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号3について、鳥澤委員の報告をお願いいたします。
鳥澤委員	<p>14番鳥澤より整理番号3について報告します。10月23日午後1時30分ごろ、鈴木幹雄推進委員と現地調査と受人への聴き取りを行いました。申請地の概要については議案書27ページ5-3の地図をご覧ください。申請地は、塩谷集会所から西へ約100mの場所に位置しています。申請目的は、資材置場及び物置用地としての賃借権です。</p> <p>申請人は、年々事業規模拡大により現在の土地では対応できずに、自己の所有する農地を資材置場、物置用地として申請するという事で、転用目的及び必要性は妥当であると思われまます。また、農地を分断したり、周辺農地への支障の恐れが無いことから転用にあたっては特に問題ないと思われまます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、議案書23ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南4丁目地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、田島敏包委員でございます。</p> <p>申請地は、28ページをご覧ください。5-4については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから立地基準を満たしており、また、申請書類を</p>

	<p>審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから、本申請は、許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4について、田島敏包委員の報告をお願いいたします。</p>
田島敏包委員	<p>12番田島より報告します。10月19日午前9時頃より、宮部推進委員と共に現地調査を行いました。地図は議案書28ページを参照ください。申請地は、児玉南土地区画整理地内、第1金屋交差点から南に約50mに位置し、県道長瀬児玉線に面しております。</p> <p>申請人は、深谷市に一人住まいをしていた借家が区画整理事業により立ち退きを余儀なくされ、市内等の住宅地を検討してまいりました。このたび、環境の良い土地が本庄市児玉町に在住する娘の住宅に近接する場所が見つかり、ここに居住できれば将来も安心して暮らせると考え、建設を決意しました。用途地域は第1種低層住居専用地域で、周辺は住宅及び道路に面しておりますが、周辺農地に支障をきたす恐れなしと考察いたします。以上のことから、転用許可は妥当と思われます。報告を終わります。以上。</p>
議長	<p>次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたしますので、議案書23ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、久々宇地内の畑10筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張による駐車場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、福島公博委員でございます。</p> <p>申請地は、29ページをご覧ください。5-5については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が受人の敷地拡張による駐車場用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張」に該当し、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号5について、福島公博委員の報告をお願いいたします。</p>
福島公博委員	<p>整理番号5について、4番福島が報告させていただきます。10月22日午後2時頃、高橋推進委員と現地確認をしました。申請地の概要については議案書29ページ、5-5の地図をご覧ください。申請地は申請人の工場の西側、備前渠川の北側にあります。</p> <p>申請目的は駐車場の敷地拡張としての所有権移転となります。今回申請人は、工場の従業員の増加や、既存駐車場の改修に伴い、駐車場の確保が必要となって</p>

	<p>きました。申請地には新たに従業員駐車場を新設する予定です。以上のことから転用目的及び必要性は妥当であると思われます。</p> <p>また、農地を分断し、農地の集団性に支障が生じないこと、周辺農地や農道、水路等へも支障を来す恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われま</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号6を説明いたしますので、議案書23ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、土地分譲用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、宮部延一委員でございます。</p> <p>申請地は、30ページをご覧ください。5-6については、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから、本申請は、許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号6について、宮部延一委員の報告をお願いいたします。
宮部延一委員	<p>10番宮部より報告します。10月22日午後2時15分頃、田島推進委員と現地確認しました。申請地の概要については議案書30ページ5-6の地図をご覧ください。申請地は県道小前田児玉線沿い、本町の信号の南側に位置しております。</p> <p>申請目的は土地分譲用地です。申請人は不動産業を営業しており、今回申請地を譲り受け、区画を整理し住宅用地として分譲する計画となっています。</p> <p>周辺は宅地化が進んでいます。農地を分断し、農道や水路、周辺農地へ影響を及ぼし、支障をきたす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われま</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号7について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号7を説明いたしますので、議案書23ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、小和瀬地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、関根委員でございます。</p> <p>申請地は、31ページをご覧ください。5-7については、農用地区域内農地</p>

	及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用である本申請は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。
議長	整理番号7について、関根委員の報告をお願いいたします。
関根委員	<p>2番関根が報告させていただきます。10月22日午前10時30分頃、福島推進委員と現地確認をしました。申請地の概要については議案書31ページ、5-7の地図をご覧ください。申請地は小和瀬集落農業センターから南へ100mほどの場所にあります。</p> <p>申請目的は建売分譲住宅用地としての所有権移転でございます。今回、受人は申請地を買い受け、建売分譲住宅3棟を建設する計画となっております。転用目的及び必要性は妥当であると思われま。</p> <p>周辺は宅地に囲まれているため、農地を分断し、集団性に支障が生じないこと、農道や水路などに支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないと思われま。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号8について、事務局より説明を求めま。
事務局長	<p>整理番号8を説明いたしますので、議案書24ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の畑1筆及び田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、小賀野委員でございます。</p> <p>申請地は、32ページをご覧ください。5-8については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用である本申請は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから、本申請は許可相当であるものと考えま。</p>
議長	整理番号8について、小賀野委員の報告をお願いいたします。
小賀野委員	19番小賀野より報告しま。10月19日午前11時頃、出牛推進委員と現地確認調査を行いました。申請地につきましては、議案書32ページ、5-8の地図をご覧ください。申請地は、JR八高線から東に約100mの住宅地に位置

	<p>しています。</p> <p>申請事由は、建売分譲住宅用地でございます。周辺は、建物が立ち並ぶ住宅街で、転用にあたっては特に問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号9について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号9を説明いたしますので、議案書24ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町田端地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、社宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、鳥澤委員でございます。</p> <p>申請地は、33ページをご覧ください。5-9については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用である本申請は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号9について、鳥澤委員の報告をお願いいたします。
鳥澤委員	<p>14番鳥澤より整理番号9について報告いたします。10月23日午後1時頃、鈴木幹雄委員と現地確認及び渡人への聴き取りを行いました。申請地の概要につきましては、議案書33ページ、5-9地図をご覧ください。申請地は、田端神社から東へ約50mの場所に位置しております。</p> <p>渡人から農地を受けることになった理由は売買です。受人は、申請地に人材確保のため福利厚生の一環として社宅を建築したいとのこと。周りは住宅街であり周辺農地への支障の恐れはないことから、転用にあたっては特に問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号10について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号10を説明しますので、議案書24ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、牧西地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、現場事務所及び資材置場用地としての一時転用です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、関根委員でございます。</p> <p>申請地は、34ページをご覧ください。5-10については、受人が請け負った本庄県土整備事務所発注の小山川外護岸工事に伴う現場事務所及び資材置場用地としての一時転用となります。一時転用については、農用地区域内農地であ</p>

	<p>っても許可することができることとされております。また、一時転用は、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるときは、許可されることとなりますが、「工事終了後、速やかに原状回復する。」旨の事業計画書が提出されており、その農地の復元性が認められることから、本申請は許可相当であるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号10について、関根委員の報告をお願いいたします。</p>
関根委員	<p>2番関根が報告させていただきます。10月22日午後1時頃、小川推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては、議案書34ページ、5-10の地図をご覧ください。申請地は、主要地方道本庄妻沼線、牧西東の信号より南へ約200mの場所にあります。申請目的は、資材置場・現場事務用地としての一時転用になります。</p> <p>今回、埼玉県発注の元小山川護岸ブロック施工工事で使用する資材置場・現場事務所として利用することになっています。公共性の高いものであり、理由書には使用後速やかに農地に回復する旨の記載があるため、転用目的及び妥当性は問題ないと思われまます。</p> <p>また、申請地にバリケードを設置するため周辺農地へ支障を来す恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われまます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、整理番号11について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号11を説明いたしますので、議案書24ページをご覧ください。この案件が、先程の第61号議案の許可後の計画変更に伴う許可申請になります。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑6筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。</p> <p>申請地は、35ページをご覧ください。5-11については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用である本申請は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号11について、岡芹委員の報告をお願いいたします。</p>

<p>岡芹委員</p>	<p>9番岡芹より整理番号11について報告いたします。10月19日午前9時30分頃から、門倉推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては、議案書35ページ、5-11の地図をご覧ください。申請地は、国道462号線西富田歩道橋の信号交差点から西へ300mほどの場所で延命寺の南側に位置しています。</p> <p>恐れ入ります。議案書24ページにお戻りください。議案書19ページ第61号議案の許可後の計画変更申請について審議されました物件であります。申請事由は建売分譲住宅用地としての所有権移転です。</p> <p>申請地周辺は住宅が立ち並び、他の農地へ支障をきたす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、整理番号1から整理番号11についての説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>( なし )</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1から整理番号11について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>( 異議なし )</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第63号議案「本庄農業振興地域整備計画の変更について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第63号議案を説明いたしますので、議案書36ページをご覧ください。</p> <p>第63号議案、本庄農業振興地域整備計画の変更について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、本庄市長から意見を求められ、別冊1のとおり変更することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本議案については、農用地利用計画の変更に係る申出書及び農用地区域編入申出書が本庄市長へ提出された案件について、本庄市農業振興整備促進審議会で審議する前に、農業委員会や土地改良区などの関係機関に意見を求め、当該計画の変更が適切かどうかの協議をして、その意見を本庄市長に回答するものです。</p> <p>申出内容については、別冊1の1ページ及び2ページをご覧ください。農用地区域からの除外5件及び農用地区域への編入1件となっています。</p> <p>農用地区域内の農地については、原則、転用は認められませんが、農業と集落地域の振興を図るため、農家住宅など集落の連たん性のある地域で、法の定める基準に従って、例外的に農用地区域からの除外を認めることとなっており、除外</p>

の手続きを経たうえで、転用申請を行う必要があります。

今回の事案番号1から事案番号5までの農用区域からの除外については、「本庄農業振興地域整備計画の管理に関する運用方針」に基づき認めており、除外が可能な目的である分家住宅建設や既存施設の拡張に係る申出となっております。

事案番号6については、分家住宅建築計画に伴う、農用区域への編入申出となっております。

申出内容の詳細を順に説明いたします。まず、事案番号1を説明いたしますので、別冊1の4ページをご覧ください。こちらが、農用地利用計画の変更に係る申出書となります。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町小平地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。5ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、美児沢用水土地改良区です。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可となっております。6ページが位置図、7ページが付近案内図、8ページが農用区域図で少し色が濃くなっているところが、農用区域で青地の農地となります。9ページが公図の写しとなります。事業計画者は、申出地近隣に居住していますが、今般、その土地が道路拡幅用地として売却により手狭になることから、申出地に分家住宅を建設するものです。当該申出地は、既存の宅地に隣接しており、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると考えます。なお、10ページが事業計画図となります。

次に、事案番号2を説明いたしますので、12ページをご覧ください。こちらが、農用地利用計画の変更に係る申出書となります。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町小平地内の畑3筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、敷地拡張による駐車場、資材置場及び加工完成品置場です。13ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、美児沢用水土地改良区です。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可となっております。14ページが位置図、15ページが付近案内図、16ページが農用区域図で、17ページが公図の写しとなります。今般、コロナ禍の影響で貸倉庫を解約したことにより生ずる駐車場等のスペース確保が必要となり、敷地拡張をするものがございます。当該申出地は、既存の工場敷地と隣接しており、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると考えま

す。なお、18ページが事業計画図となります。

次に、事案番号3を説明いたしますので、20ページをご覧ください。こちらが、農用地利用計画の変更に係る申出書となります。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町蛭川地内の田1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、敷地拡張による倉庫及び車両置場です。21ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、児玉土地改良区（旧南部）及び九郷阿保領用水土地改良区です。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可となっております。22ページが位置図、23ページが付近案内図、24ページが農用地区域図、25ページが公図の写しとなります。今般、事業に係る倉庫が必要となり、また、所有するトレーラー車両も多く、賃借している駐車場も会社から遠いため駐車場確保のため敷地拡張するものでございます。当該申出地は、既存の敷地に隣接しており、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると考えます。なお、26ページが事業計画図となります。

次に、事案番号4を説明いたしますので、28ページをご覧ください。こちらが、農用地利用計画の変更に係る申出書となります。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町吉田林地内の田1筆及び畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、敷地拡張による職員駐車場及び園庭です。29ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、児玉土地改良区（旧南部）及び九郷阿保領用水土地改良区です。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可となっております。30ページが位置図、31ページが付近案内図、32ページが農用地区域図、33ページが公図の写しとなります。今般、借用している職員駐車場が遠く、送迎用も含めた土地の確保及び園庭も狭いことから敷地拡張するものでございます。当該申出地は、既存の敷地に隣接しており、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると考えます。なお、34ページが事業計画図となります。

次に、事案番号5を説明いたしますので、36ページをご覧ください。こちらが、農用地利用計画の変更に係る申出書となります。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町吉田林地内の田1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、敷地拡張による資材置場です。37ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、

	<p>当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、該当なしです。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可となっております。38ページが位置図、39ページが付近案内図、40ページが農用地区域図、41ページが公図の写しとなります。今般、工場敷地内では原材料等の資材置場で手狭となり、車両等の通行に支障を及ぼしていたため、敷地拡張するものでございます。当該申出地は、既存の敷地に隣接しており、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると考えます。なお、42ページが事業計画図となります。</p> <p>次に、事案番号6を説明いたしますので、44ページをご覧ください。こちらが、農用地区域編入申出書となります。申出人である土地所有者の住所・氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町小平地内の宅地1筆、面積は記載のとおりです。編入理由は、49ページの参考資料をご覧ください。令和2年4月の除外申出書になります。この分家住宅の建築計画の際、農用地区域を選定せざるを得なかったことによる除外申出に伴う代替地として、今回、農用地区域への編入申出となります。45ページが位置図、46ページが付近案内図、47ページが農用地区域図となっております。分家住宅の建設場所選定にあたり、市道からの進入路用地として、農用地区域を選定せざるを得なかったため、その農地の代替地として、宅地の一部を農用地区域へ編入申出するものです。当該申出地は、隣接して農用地区域が繋がっていることから、農用地区域内農地への編入は、適当であろうと考えます。</p> <p>以上で本議案の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>第63号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>( なし )</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第63号議案については、原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。</p> <p>( 異議なし )</p> <p>ご異議ございませんので、第63号議案については、原案のとおり変更することに「同意」で、市長に回答いたします。</p> <p>次に、第64号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第64号議案を説明いたしますので、議案書37ページをご覧ください。</p> <p>第64号議案、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法施</p>

	<p>行規則第7条の規定により、本庄市長から意見を求められ、別冊2のとおり変更することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本議案については、基本的な構想の変更について、農業委員会に意見を求められ、当該計画の変更が適切かどうか、その意見を本庄市長に回答するものです。</p> <p>内容については、本日、所管課であります農政課の職員が出席しておりますので、担当職員から説明させていただきます。</p>
農政課職員	<p>農政課から、別冊2「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について、ご説明を申し上げます。</p> <p>表紙を1枚おめくりいただきまして、基本的な構想の変更についてのページをご覧ください。</p> <p>まず、1番目の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想とは」についてですが、こちらは、本庄市において地域の実情を踏まえ効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るための方針として、主に①から③に挙げているそれぞれの事柄について記載している文書でございます。</p> <p>①農業経営基盤の強化の促進に関する目標では、認定農業者の認定の目安となる年間農業所得や年間労働時間の目標を記載しているほか、営農類型ごとの経営規模等についての目安を記載しております。</p> <p>②新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標では、認定新規就農者の認定の目安となる年間農業所得や年間労働時間の目標等を記載しております。</p> <p>③農業経営基盤強化促進事業に関する事項では、利用権設定等促進事業、農地中間管理事業等について、それぞれの取組の進め方、実施方法等について記載しております。</p> <p>続きまして、2番目の「変更理由について」ですが、大元の法律である農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、県の基本方針が改正されたため、市の基本構想においても必要な変更を行おうとするものです。</p> <p>変更の流れについては、農政担当部署において基本構想の変更案を作成し、農業委員会様と農業協同組合様への意見聴取を経て、埼玉県知事の同意を得たうえで公表という手順となります。本日はこちらの意見聴取にあたり、農業委員会の皆様へ変更の概要についてご説明を申し上げるという趣旨でございます。</p> <p>裏側のページをご覧ください。3番目の「基本的な構想の主な変更点について」ですが、大きく3点ございます。</p> <p>1点目が、農地利用集積円滑化事業に関する規定の削除でございます。農地の集積・集約化を支援する体制の一体化として、これまでの農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合一体化されたことに伴い、同事業に関する規定を</p>

	<p>削除しております。</p> <p>2点目が、新規就農者の確保目標数の変更でございます。県の目標人数の変更を踏まえ、市の目標人数も年間で9人の確保から、年間で10人の確保へと変更しております。</p> <p>3点目が、その他の所要の改正ということで、旧本庄市と旧児玉町の合併に関する記載の削除、耕地面積や新規就農者数の数値の変更、固有名詞等の変更、「てにをは」の修正等を行っております。</p> <p>なお、ただいま申し上げましたような主な変更箇所については、添付しております本文の中でグレーのマーカで着色しておりますので、ご確認いただければと思います。</p> <p>説明の最後で恐縮ですが、2点ほど本文の中で修正点がございます。</p> <p>1. 冊子の表紙から2枚めくっていただいて、本文の冒頭、タイトルの部分でございますが、現時点ではこちらはまだ決定したのではなく、あくまでも案の段階でございますので、「基本的な構想」の後ろに、“(案)”を付していただければと思います。大変失礼いたしました。</p> <p>2. また、次のページの目次部分でございますが、第5の3に「農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項」とございますが、当該事業は本文中で削除されておりますので、目次の当該箇所についても削除となります。その代わりに、ページ番号の18ページをご確認いただきますと、下の方に「※冊子確認」とございますので、こちらが目次の項目として正しい項目となります。これらについて、大変恐縮ですが、公表までに当課にて修正させていただきますのでご承知おきいただければと思います。</p> <p>改めまして、前半にもご説明を申し上げたとおりですが、今回のこの基本構想の趣旨・意義といたしましては、本庄市における認定農業者の認定、認定新規就農者の認定、各農業政策についての取組の大きな方向性等を示すものということでございます。</p> <p>今回の変更は、既存の事業の統合等に伴って必要となった修正が大部分ではありますが、皆様のご承認をいただいたうえで変更の手続きを進めていくということとされておりますので、皆様のご審議のほど何卒よろしくお願いしたく存じます。</p>
議長	<p>第64号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>( なし )</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第64号議案については、原案のとおり変更することに、ご異議ございません</p>

	<p>か。</p> <p>( 異議なし )</p> <p>ご異議ございませんので、第64号議案については、原案のとおり変更することに「同意」で、市長に回答いたします。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。続きまして、報告に入ります。</p> <p>報告につきまして、報告第44号から報告第49号までを、順番に事務局よりお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>まずは、報告第44号を説明いたしますので、議案書38ページをご覧ください。</p> <p>報告第44号、農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、39ページ及び40ページをご覧ください。専決処分件数は、7件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p> <p>続きまして、報告第45号を説明いたしますので、議案書41ページをご覧ください。</p> <p>報告第45号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、農地法第4条第1項第8号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、42ページをご覧ください。専決処分件数は、4件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p> <p>続きまして、報告第46号を説明いたしますので、議案書43ページをご覧ください。</p> <p>報告第46号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、農地法第5条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、44ページ及び45ページをご覧ください。専決処分件数は、14件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>

	<p>続きまして、報告第47号を説明いたしますので、議案書46ページをご覧ください。</p> <p>報告第47号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>報告書の提出件数は、2件で、その報告書が47ページから50ページのとおりとなっております。</p> <p>農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。以上でございます。</p> <p>続きまして、報告第48号を説明いたしますので、議案書51ページをご覧ください。</p> <p>報告第48号、農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>通知内容については、52ページをご覧ください。賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、5件です。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p> <p>続きまして、報告第49号を説明いたしますので、53ページをご覧ください。</p> <p>報告第49号、農業用施設（2アール未満）の設置に伴う届出について、農地法施行規則第29条第1号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、54ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。2アール未満の農地を農業用施設に供する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思えます。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p>

	<p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>次に、議事日程5、事務局連絡事項に移ります。</p> <p>（ 事務局長説明 ）</p> <p>以上をもちまして、令和3年第11回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れ様でございました。</p> <p>（ 閉 会 ）</p>

令和3年第11回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和3年10月25日(月)					
開催場所	本庄市役所 大会議室					
開会時刻	午後2時					
閉会時刻	午後3時45分					
会長	田端 講一					
会長代理	細野 俊文					
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席	○	藤田	糸原 直樹	出席
2	関根 清	出席	○	仁手	吉田 芳昭	出席
3	金井 章夫	出席			高橋 公仁	出席
4	福島 公博	出席		旭	戸塚 毅	出席
5	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
6	塩原 茂夫	出席		北泉	内田 信哉	出席
7	福田 武久	出席			荒井 康男	出席
8	立石 勝義	出席			門倉 恒茂	出席
9	岡芹 喜行	出席		児玉	田島 勇扇	出席
10	宮部 延一	出席			宮部 豊徳	出席
11	永尾 路子	出席		金屋	倉野内 浩	出席
12	田島 敏包	出席			鈴木 幹雄	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 誠	出席
14	鳥澤 和子	出席		秋平	福田 光男	出席
15	鈴木 良美	出席			清水 辰雄	出席
16	間正 始	出席			根岸 正一	出席
17	木村 文子	出席		本泉	櫻井 利夫	出席
18	坂爪 裕	出席			木村 雅	出席
19	小賀野 昇	出席		共和	新井 明夫	出席
本庄	細野 林之助	出席			出牛 康	出席
藤田	小川 忠	出席			山本 道雄	欠席
	福島 正紹	出席				

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
局長補佐兼農地係長	高群 邦人
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事	小林 祥平

書記

局長補佐兼農地係長 高群 邦人